



2018年5月14日

各位

会社名 三信電気株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員（COO） 鈴木 俊郎
（コード：8150 東証第一部）
問合せ先 取締役 執行役員財務本部長 御園 明雄
（TEL. 03-3453-5111）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、2016年5月18日付で公表した、当社第70期（2021年3月期）を最終年度とする5ヶ年計画であるV70中期経営計画（以下、「V70」といいます。）を実行中であり、その中で自己資本当期純利益率（ROE）5%の早期実現を目標として掲げております。

しかしながら、V70の初年度である2017年3月期の連結業績は、デバイス事業が為替の急激な変動や主要仕入先の製品戦略変更に伴う取扱い製品の減少等の影響を受けた結果、業績が著しく低迷し、当初計画を大きく下回りました。この結果を受けて、2017年5月にV70の最終目標であるROE 5%を確実にものとするために、事業力の強化に加え、資本効率の向上に向けた追加施策を実施することを決定いたしました。具体的には、2017年5月15日付の当社適時開示資料「中期経営計画（V70）に関するお知らせ」において、2018年3月期から2020年3月期までの3期間において、連結配当性向100%を目処とした配当を実施し、並行して当該3期間合計で、取得価額総額の上限を200億円（取得する株式の総数の上限を1,000万株）とした自己株式の取得を実施することを公表しております。

このような中、2018年1月中旬から、V70の進捗状況や達成見通しの検証を開始したところ、事業の収益面については順調に推移していることが確認できた一方で、最終目標であるROE 5%の達成に向けて資本効率の向上が喫緊の課題であるとの結論に達しました。そのうえで、比較的短期間に一定規模の自己株式を取得することにより、1株当たり当期純利益（EPS）やROE等の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元が期待できるという観点から、自己株式の取得の検討を開始しました。その後、V70の追加施策である自己株式の取得を実施した場合においても、自己資本比率50%以上を維持できる見通しであり、当社の財務状況や配当方針に大きな影響は与えないものと判断したことに加え、株価推移を考慮したうえで、2018年4月下旬に、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮すべきところ、当社の市場株価は直近1年上昇基調にあり、また、直近1ヶ月では連結ベースでの1株当たり純資産額近辺で市場株価が推移しております。このような中、連結ベースでの1株当たり純資産額を上回る価格で自己株式を大量に買い付けることに関しては、取締役の善管注意義務

の観点から慎重な判断が求められるところであり、直近の市場株価よりも連結ベースでの1株当たり純資産額で買い付けることがより望ましいと考えました。加えて、本公開買付価格の算定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関として、株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」といいます。）及びEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EYTAS」といいます。）に当社普通株式の価値算定を依頼し、ブルータスから2018年5月11日付で取得した株式価値算定書（以下、「ブルータス株式価値算定書」といいます。）及びEYTASから2018年5月11日付で取得した株式価値算定書（以下、「EYTAS株式価値算定書」といいます。）に記載された算定結果（算定結果の詳細は下記「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照願います。）も、併せて参考にすることとしました。なお、当社は、ブルータス及びEYTASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。そのうえで、ブルータス株式価値算定書とEYTAS株式価値算定書との間で算定結果に相当程度の相違があること、また、株主間の平等性に配慮し、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべきことを踏まえ、客観的な指標である連結ベースの1株当たり純資産額を取得価格とすることが望ましいと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、V70にて追加施策として公表している自己株式の取得の上限を基に、公開買付価格及び財務状態を考慮したうえで、2018年5月14日付で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、9,000,100株（当社の発行済株式総数に対する割合30.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合に関する計算において同じ。））を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2018年5月14日に公表した2018年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2018年3月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は約17,176百万円であり、また、換金性の高い電子記録債権が同時点で約6,335百万円あり、さらに、同時点以後に金融機関から10,000百万円の借入を実行したことから、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げも見込まれることから、本公開買付けは当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務の健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	9,000,100株（上限）	19,719,219,100円（上限）

（注1）発行済株式総数 29,281,373株（2018年5月14日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 30.74%

（注3）取得する期間 2018年5月15日（火曜日）から2018年7月31日（火曜日）まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取締役会決議日	2018年5月14日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	2018年5月15日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

③ 公開買付届出書提出日	2018年5月15日(火曜日)
④ 買付け等の期間	2018年5月15日(火曜日)から 2018年6月11日(月曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金2,191円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際して、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間(本公開買付けの実施の決議日である2018年5月14日の前営業日である2018年5月11日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,234円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,207円(円未満四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,071円)の株価推移を考慮すべきところ、当社の市場株価は直近1年上昇基調にあり、また、直近1ヶ月では連結ベースでの1株当たり純資産額近辺で市場株価が推移しております。このような中、連結ベースでの1株当たり純資産額を上回る価格で自己株式を大量に買い付けることに関しては、取締役の善管注意義務の観点から慎重な判断が求められるところであり、直近の市場株価よりも連結ベースでの1株当たり純資産額で買い付けることがより望ましいと考えました。加えて、本公開買付価格の算定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者機関として、プルータス及びEYTASの当社普通株式の価値算定を依頼し、プルータスから2018年5月11日付で取得したプルータス株式価値算定書及びEYTASから2018年5月11日付で取得したEYTAS株式価値算定書に記載された算定結果も併せて参考にするにとしました。

プルータス株式価値算定書においては、市場株価法及びDCF法の各手法を採用し算定を行いました。当該各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、本公開買付けの実施について公表した2018年5月14日の前営業日である2018年5月11日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値2,234円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,207円、直近3ヶ月の終値の単純平均値2,071円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,961円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,961円から2,234円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2019年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,735円から2,100円までと分析しております。なお、当社は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

EYTAS株式価値算定書においては、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を採用し算定を行いました。当該各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、本公開買付けの実施について公表した2018年5月14日の前営業日である2018年5月11日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値2,234円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,071円、直近6ヶ月の終値の単純平均値1,961円及び直近12ヶ月間の終値の単純平均値1,744円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,744円から2,234円までと分析しております。

類似会社比準法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を817円から1,677

円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2019年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,300円から1,594円までと分析しております。なお、当社は、EYTASから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

そのうえで、プルータス株式価値算定書とEYTAS株式価値算定書との間で算定結果に相当程度の相違があること、また、株主間の平等性に配慮し、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべきことを踏まえ、客観的な指標である連結ベースの1株当たり純資産額を取得価格とすることが望ましいと判断いたしました。

以上の結果、当社は2018年5月14日開催の取締役会において、本公開買付価格を連結ベースの1株当たり純資産額である2,191円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である2,191円は、本公開買付け実施の決議日である2018年5月14日の前営業日である2018年5月11日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,234円に対して1.92%(小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,207円に対して0.72%、それぞれディスカウントを行った価格となっており、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,071円に対して5.79%、プレミアムを行った価格となっております。

② 算定の経緯

当社は、2017年5月にV70の最終目標であるROE5%を確実なものとするために、事業力の強化に加え、資本効率の向上に向けた追加施策を実施することを決定いたしました。具体的には、2017年5月15日付の当社適時開示資料「中期経営計画(V70)に関するお知らせ」において、2018年3月期から2020年3月期までの3期間において、連結配当性向100%を目処とした配当を実施し、並行して当該3期間合計で、取得価額総額の上限を200億円(取得する株式の総数の上限を1,000万株)とした自己株式の取得を実施することを公表しております

このような中、2018年1月中旬から、V70の進捗状況や達成見通しの検証を開始したところ、事業の収益面については順調に推移していることが確認できた一方で、最終目標であるROE5%の達成に向けて資本効率の向上が喫緊の課題であるとの結論に達しました。そのうえで、比較的短期間に一定規模の自己株式を取得することにより、1株当たり当期純利益(EPS)やROE等の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元が期待できるという観点から、自己株式の取得の検討を開始しました。その後、V70の追加施策である自己株式の取得を実施した場合においても、自己資本比率50%以上を維持できる見通しであり、当社の財務状況や配当方針に大きな影響は与えないものと判断したことに加え、株価推移を考慮したうえで、2018年4月下旬に、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮すべきところ、当社の市場株価は直近1年上昇基調にあり、また、直近1ヶ月では連結ベースでの1株当たり純資産額近辺で市場株価が推移しております。このような中、連結ベースでの1株当たり純資産額を上回る価格で自己株式を大量に買い付けることに関しては、取締役の善管注意義務の観点から慎重な判断が求められるところであり、直近の市場株価よりも連結ベースでの1株当たり純資産額で買い付けることがより望ましいと考えました。加えて、本公開買付価格の算定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関として、プルータス及びEYTASに当社普通株式の価値算定を依頼し、プルータスから2018年5月11

日付で取得したブルータス株式価値算定書及びEYTASから2018年5月11日付で取得したEYTAS株式価値算定書に記載された算定結果（算定結果の詳細は上記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照願います。）も、併せて参考にするものとしました。なお、当社は、ブルータス及びEYTASから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。そのうえで、ブルータス株式価値算定書とEYTAS株式価値算定書との間で算定結果に相当程度の相違があること、また、株主間の平等性に配慮し、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべきことを踏まえ、客観的な指標である連結ベースの1株当たり純資産額を取得価格とすることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討を経て、2018年5月14日開催の取締役会において、本公開買付け価格を連結ベースの1株当たり純資産額である2,191円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数
普通株式	9,000,000株	-株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（9,000,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（9,000,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（1948年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（1994年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

19,752,000,000円

(注) 買付予定数（9,000,000株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付け代理人）

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2018年7月3日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（2011 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令（1957 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（1957 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して 2018 年 6 月 11 日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

（7）その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内か

ら、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2018年5月14日に「2018年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2018年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（2017年4月1日～2018年3月31日）

（ア）損益の状況（連結）

決算年月	2018年3月期（第67期）
売上高	157,257百万円
売上原価	145,809百万円
販売費及び一般管理費	9,684百万円
営業外収益	294百万円
営業外費用	271百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	947百万円

（イ）1株当たりの状況（連結）

決算年月	2018年3月期（第67期）
1株当たり当期純利益	33.62円
1株当たり配当額	33.00円
1株当たり純資産額	2,191.19円

（ご参考） 2018年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。） 28,317,577株

自己株式数 963,796株

（注）「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する株式139,000株については、上記自己株式数に含まれておりません。

以 上